

広島県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にある中、他職種と遜色ない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として賃上げの支援を行うため、広島県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」（令和7年12月26日障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長及び令和7年12月26日こ支障第447号こども家庭庁支援局長）（以下、「国実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 別紙1表1のサービス区分に掲げる事業所又は施設（以下「事業所等」という。）を運営する者であって、基準月において、処遇改善加算を算定しており、国実施要綱「6 補助金の要件」の(1)に記載する要件を満たす者とする。ただし、基準月において処遇改善加算を取得していない場合であっても、申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算を令和8年度中に算定することを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、申請時から処遇改善加算を算定しているものとして取り扱う。
- (2) 別紙1表2のサービス区分に掲げる事業所を運営する者であって、基準月において、国実施要綱「6 補助金の要件」の(2)に記載する要件を満たす者とする。
- 2 令和8年4月以降に新規開設された事業所等又は第5条の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、交付の対象外とする。
- 3 本事業を活用して賃金改善を行う対象者は、対象となる事業所に勤務する福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者（以下、「障害福祉従事者」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助事業者は、交付を受けた補助金を障害福祉従事者の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）をいう。）の改善（以下「賃金改善」という。）を新規に実施するために用いなければならない。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる(1)の数に(2)及び(3)を乗じた金額とし、広島県国民健康保険団体連合会から別に通知された額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 基準月における一月当たりの障害福祉サービス等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）
- (2) 1単位の単価
- (3) 別紙1の表1「サービス区分」欄のサービスごとに、同表「交付率」欄に掲げる率
なお、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含むこととする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の事項について記載した障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書（以下「計画書」という。）を、次に掲げる事項について、別紙様式2-1、別紙様式2-2及び別紙様式2-3により作成し、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象事業者の名称及び所在地
- (2) 補助金の見込額
賃金改善実施期間における補助金の見込額をいう。

(3) 補助金の支給要件を満たしていることの確認及び経費の使途にかかる誓約
第3条に定める使途及び第6条に定める交付の条件をいう。

(4) 基準月

本事業が人材流出を防ぐための緊急的対応としての支援であることを踏まえ、基準月は、令和7年12月とする。ただし、令和8年1月から3月までに新規指定を受けた（指定権者へ申請中を含む。）事業所については、令和8年1月、2月又は3月のうちで、新規指定を受けた月を対象月とすることができる。

ただし、月遅れ請求や再請求等に伴う過誤調整分については、令和8年3月末日までに生じ、令和8年4月10日までに広島県国民健康保険団体連合会等支払審査機関により受理されたもの限り、算定する。

2 補助金の交付を受けようとする者は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び次の書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

(1) 経費の使途を証明する書類（給与明細、領収証、明細書等）

(2) 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

3 対象事業者の計画書の提出をもって、補助金の交付申請があったものとみなす。

(交付の条件)

第6条 第3条に定める人件費の改善を行う場合に付する条件は、次のとおりとする。

(1) ベースアップ（賃金表の改定により基本給又は毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。）に充てられることは要さない。本事業の交付の決定前に決まっていた賃金改善の原資にすることや、本事業の交付の決定前に決まっていた賃金改善の代わりに本事業により賃金改善を行うことは本事業の趣旨に反するため認められない。事業所等の判断により、その他手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えはないが、例えば、一部の職員に補助金を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみ賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行ってはならない。

(2) 補助対象事業者は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、人件費の改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

(3) 補助対象事業者は、当該事業所における人件費の改善を行う方法等について職員に周知しなければならない。また、職員から当該事業に係る人件費の改善に関する照会があった場合には、当該職員に係る人件費の改善内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

2 規則第5条第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、計画書に変更（次のア又はイまでのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次のアからイに定める事項を記載した変更の届出書を別紙様式4により知事に提出すること。

ア 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合

当該変更後の別紙様式2-1及び別紙様式2-3について届け出ること。

イ 複数の事業所について一括して申請を行う補助対象事業者において、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合

別紙様式2-1及び別紙様式2-2について届け出ること。

(2) 補助事業者は、補助金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守すること。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、書面(様式任意)によって行う。

2 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金実績報告書(以下「実績報告書」という。)を、次に掲げる事項について、別紙様式3-1及び別紙様式3-2により作成し、知事が別に定める日までに知事に提出し、5年間保存することとする。

(1) 補助金の総額

(2) 所要額

第3条に定める事項のそれぞれに要した経費をいう。

(額の確定)

第9条 知事は、前条により提出された実績報告書等の審査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金を確定し、補助対象事業者に対し通知する。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定による概算払には、概算払請求書の提出を要しないものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

(1) 補助金の補助額に相当する人件費の改善が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合

(2) この要綱の規定又は補助金の交付の条件に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(その他)

第12条 補助対象事業者は、以下の点に留意することとする。

(1) 本事業による人件費の改善については、障害福祉サービス等報酬における処遇改善加算による賃金改善額には含めないこととする。

(2) 補助額については、同一の補助対象事業者が運営する他の事業所(補助金の対象である事業所に限る。)における人件費の改善に充てることができる。

(3) 補助対象事業者に対する補助については、第5条第1項に定める計画書の提出があった事業者に対し、第4条に定める通知の金額に基づき交付の決定を行い、概算払いにより支払うことを基本とする。ただし、第4条に定める通知の金額に基づき交付の決定を行わない場合においては、第5条第1項に定める計画書に基づき交付の決定を行うものとする。

(4) 補助対象事業者に対する交付については、原則として、法人ごとに一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、障害福祉サービス事業者等が国保連に給付費等の振込先口座として登録している口座とし、国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、別紙様式2-3を用いて、障害福祉サービス事業者等から同意を得る。

(5) 知事は、別紙様式2-3により申し出のあった口座へ補助金を支出することとする。

また、別紙様式2-3の口座名義欄に、交付を受けようとする者が運営する事業所名及び当該事業所の管理者等名が記載されている場合は、障害者総合支援法指定事業所管理システムにおいて事業所名及び当該事業所の管理者等名の確認ができるため、受領委任したものとみなし、別紙

様式2－3の提出をもって当該口座を振込口座として指定したものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月3日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別紙1 広島県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金対象サービス

表1

サービス区分	交付率
居宅介護	20.3%
重度訪問介護	20.3%
同行援護	20.3%
行動援護	20.3%
重度障害者等包括支援	20.3%
生活介護	11.1%
施設入所支援	22.2%
短期入所	22.2%
療養介護	22.2%
自立訓練（機能訓練）	23.0%
自立訓練（生活訓練）	23.0%
宿泊型自立訓練	23.0%
就労選択支援	11.4%
就労移行支援	11.4%
就労継続支援A型	11.4%
就労継続支援B型	11.4%
就労定着支援	11.4%
自立生活援助	11.4%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	14.1%
児童発達支援	18.5%
医療型児童発達支援	18.5%
放課後等デイサービス	18.5%
居宅訪問型児童発達支援	18.5%
保育所等訪問支援	18.5%
福祉型障害児入所施設	80.8%
医療型障害児入所施設	80.8%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表2

サービス区分	交付率
計画相談支援	47.0%
地域相談支援（地域移行支援）	47.0%
地域相談支援（地域定着支援）	47.0%
障害児相談支援	47.0%